

平成27年度 鏡野町放課後児童クラブ入所児童の募集について

平成27年度に放課後児童クラブの利用を希望される方は、以下の内容により入所の手続をお願いします。

1. 入所対象児童

町内の小学校に在籍（予定）し、保護者が労働等により昼間家庭にいない1年生から3年生の児童、又は健全育成上保護を要すると町長が認めた児童。

なお、定員に余裕があれば4年生以上の児童も受け入れます。（この場合の受入順は4年生から順次とします。）

※夏休み等限定の短期及び一時的な利用はできませんが、定員に余裕があれば、夏休みは6月から、冬休みは11月から、春休みは2月から申請書の受付を行います。

2. 放課後児童クラブ名、実施場所及び定員

放課後児童クラブ名	実施場所	定員
南学区放課後児童クラブ	鏡野町古川50番地	60
香々美学区放課後児童クラブ	鏡野町香々美828番地	10
大野学区放課後児童クラブ	鏡野町円宗寺825番地	25
鶴喜学区放課後児童クラブ	鏡野町下森原405番地	30
奥津学区放課後児童クラブ	鏡野町女原32番地8	15

3. 入所申込及び決定

提出書類

①利用申請書（申請書は、保健福祉課・各放課後児童クラブ・各保育園・幼稚園にあります。）

②就労証明書（両親とも必要です）

受付期間・場所

平成26年12月1日（月）から平成26年12月26日（金）
鏡野町役場保健福祉課 平日 8時30分～17時15分
各放課後児童クラブ 平日 15時～18時
土曜日 7時30分～18時

入所の決定

平成27年1月下旬までに郵送で通知します。

4. 開所日及び開所時間

曜 日	開 所 時 間
平日（月～金曜日）	下校時から午後6時まで
土曜日及び長期休業日	午前7時30分から午後6時まで

5. 閉所日

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から1月3日までの日
- (3) 8月13日から8月15日までの日
- (4) 台風等により小学校が朝から臨時休校となった場合
- (5) 午前6時30分までに警報が2つ以上発令されている夏冬春休みの期間

6. 費用

内 容	金 額	徴 収 時 期 等
学 童 保 育 料	月 額 10,000円	毎月ごとに徴収させていただきます。 ※保育料の日割り計算はできません。
学 童 保 險 料	年 額 3,800円	児童クラブ傷害損害共済制度（財）児童健全育成推進財団（傷害保険料3,600円 賠償責任保険料2,000円）年度末に精算請求。遠足等は実費を徴収させていただきます。
そ の 他	実 費	

預金口座から振替納付も選択できます。

7. 利用の制限

- (1) 保護者が家庭で保育ができる状況になった場合
- (2) 伝染病感染症等で小学校に登校できない期間
- (3) 指導員の指導又は管理上の指示に従わない場合
- (4) 正当な理由がなく保育料を滞納した場合
- (5) その他管理運営上支障があると町長が認めるとき

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係
電話(0868)541-2986

※平成27年4月1日より、放課後児童クラブは町に届出をすれば誰でも運営することができます。運営するためには、「鏡野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める規定を満たした場合、運営することができます。詳しくは、町ホームページ又は、保健福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

「年末・年始の交通事故防止県民運動」の実施

実施期間

平成26年12月1日（月）～
平成27年1月8日（木）

スローガン

「事故ゼロで

笑顔で過ごす 年末年始」

まもなく平成26年も終わり、新しい年を迎えます。年の瀬は何かと忙しい時期でもあります。交通事故を起こすことなく、また、事故に遭うことなく無事に新年を迎えるために、次のことに注意しましょう。

- ① ゆとりとゆずりあいの心で運転を行いましょ！
- ② 飲酒運転は絶対に許されません！
- ③ 夕方夜間は目立つことが大事！
- ④ ライトは早めに点灯！
- ⑤ 運転中は緊張感を持って！
- ⑥ 安全な速度での運転を心がけましょう！
- ⑦ 暴走運転は絶対ダメ！
- ⑧ 出かける人に「気をつけて」の一言を！

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 生活安全係
電話(0868)541-2921